

キャリアパス規程

特定非営利活動法人わごころ

キャリアパス規程

特定非営利活動法人わごころ

(目的)

第1条 この規程は、職員個々の役割、求められる能力、そのために必要となる取り組み等を明確にし、将来の自分の仕事の道筋が見える働き甲斐のある職場づくりにより、職員の資質向上を図り、より質の高いサービスを提供できるよう、職員の職位・職責または職務内容等に応じた任用等の要件を定めるとともに、当該職位・職責または職務内容等に応じた賃金体系について定めることを目的とする。

(職位・職責または職務内容等に応じた任用等の要件)

第2条 職員の職位・職責または職務内容等に応じた任用等の要件は別表に定めるとおりとする。

(職位・職責または職務内容等に応じた賃金体系)

第3条 職員の職位・職責または職務内容等に応じた賃金体系は別表に定めるとおりとする。

(委員会の設置)

第4条 職員の資質向上に必要な業務教育等、この規程に定める事項の具体的な取り組みを進めるために、キャリアパス委員会を設置する。委員会は、各事業管理者及び各部署の副主任以上で構成する。

(その他の事項)

第5条 この規程に定めのあるもののほか、必要な事項は、その都度理事長が定めることとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。